

山口県報

平成24年
6月12日
(火曜日)

目次

告示

特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定の解除(二件)(環境政策課).....

平成二十四年度クリーニング師研修の指定(生活衛生課).....

平成二十四年度クリーニング所業務従事者講習の指定(生活衛生課).....

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定辞退の届出(厚政課).....

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(四件)(厚政課).....

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課).....

道路の位置の指定(建築指導課).....

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課).....

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課).....

山口県告示第二百四十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第二百八十九号)により指定された区域の一部についての指定を次のとおり解除する。



平成二十四年六月十二日

山口県知事 二井 関成

- 解除に係る形質変更時要届出区域
光市大字島田字八幡三三四の二九の一部
- 特定有害物質の名称
一・一 ジクロロエチレン、シスー・二 ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン
- 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染状況調査の実施による基準適合の確認

山口県告示第二百四十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第三百三十九号)により指定された区域の一部についての指定を次のとおり解除する。

平成二十四年六月十二日

山口県知事 二井 関成

- 解除に係る形質変更時要届出区域
光市大字島田字八幡三三四の二九の一部
- 特定有害物質の名称
一・一 ジクロロエチレン、シスー・二 ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン
- 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染状況調査の実施による基準適合の確認

山口県告示第二百四十六号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定により、次の研修を平成二十四年度におけるクリーニング師の研修として指定した。

平成二十四年六月十二日

山口県知事 二井 関成

一 研修の主催者
 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター
 住所 東京都港区新橋六丁目八番二号
 二 研修の開催期日及び開催場所
 開催期日 平成二四、八、二六(日曜日) 開催場所 下関市勤労福祉会館
 三 研修の受講料 五千円

山口県告示第二百四十七号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の三の規定により、次の講習を平成二十四年度におけるクリーニング所の業務従事者に対する講習として指定した。

平成二十四年六月十二日

山口県知事 二井 関成

一 講習の主催者
 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター
 住所 東京都港区新橋六丁目八番二号
 二 講習の開催期日及び開催場所
 開催期日 平成二四、九、九(日曜日) 開催場所 柳井市南町四丁目一番一号 柳井クルーズホテル
 三 講習の受講料 四千五百円

山口県告示第二百四十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年六月十二日

山口県知事 二井 関成

医療名称	医療所	所在地	指定年月日
とよた整形外科クリニック	山口市大内御堀一七三三の二	山口市大内御堀一七三三の二	平成二四、四、一
ほりいけ耳鼻咽喉科	下松市大字末武下四六〇の二	下松市大字末武下四六〇の二	" " " "
徳山リハビリテーション病	周南市大字徳山六二六	周南市大字徳山六二六	" " " "
M i w a 歯科	山口市葵二丁目二番三〇号	山口市葵二丁目二番三〇号	" " " "
くろいわ歯科クリニック	" 大内御堀一七三五の二八	" 大内御堀一七三五の二八	" " " "
くるみ薬局	下松市大字末武下三八一の四	下松市大字末武下三八一の四	" " " "
錦帯橋薬局	岩国市岩国四丁目七番二二号	岩国市岩国四丁目七番二二号	" " " "

山口県告示第二百四十九号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十五条の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

平成二十四年六月十二日

山口県知事 二井 関成

医療名称	医療所	所在地	指定辞退年月日
吉村歯科医院	長門市三隅下九〇七の一	長門市三隅下九〇七の一	平成二四、五、三一

山口県告示第二百五十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十四年六月十二日

山口県知事 二井 関成

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人夢の湖舎	七の一中尾七八	夢の湖村居宅介護支援事業所	七の一中尾七八	平成二四、七、三一

山口県告示第二百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年六月十二日

山口県知事 二井 関成

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地	事業の種類	指定年月日
医療法人真人会	山口市江崎二四七五の二	はるかぜヘルパーステーション	山口市嘉川四四七一	介護予防 介護訪問	平成二四、四、一
医療法人社団 生和会	周南市大字湯野四二七八の一	周南リハビリテーション病院	周南市大字湯野四二七八の一	介護予防 看護	〃
社会福祉法人 むべの里	宇部市大字東須恵三二〇の一	むべの里デイサービスセンター	宇部市南小羽山町一丁目一七八の六五	介護予防 介護通所	〃
〃	〃	むべの里デイサービスセンター	〃	〃	〃
〃	〃	むべの里デイサービスセンター	〃	〃	〃
医療法人真人会	山口市江崎二四七五の二	はるかぜデイサービスセンター	山口市嘉川四四七一	〃	〃
株式会社友喜興業	〃 徳地上村七八の二	デイサービス ゆうあい	〃 徳地島地一七七	〃	〃
社会福祉法人 むべの里	宇部市大字東須恵三二〇の一	むべの里ショートステイ	宇部市東芝中三五七五の六	介護短期生活介護	四、〃
医療法人社団 田町診療所	萩市大字東田町二二の八	田町診療所 デイサービスセンター	萩市大字下五間町四八	介護予防 介護通所	〃
社会福祉法人 ひかり苑	光市岩狩三丁目一番一号	認知症対応型デイサービスセンター	光市大字三井一〇四六の一	〃	三、〃

山口県告示第二百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年六月十二日

山口県知事 二井 関成

地域包括支援センター名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人宇部市社会福祉協議会	宇部市琴芝町二丁目四番二〇号	宇部市北部西地域包括支援センター	宇部市船木四四二の一	平成二四、四、一

山口県告示第二百五十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成二十四年六月十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 埋立区域
- (一) 位置
 - 大島郡周防大島町大字東三蒲字若宮一九七の三地先公有水面
- (二) 区域
 - 次の1の地点から16の地点までを順次結んだ線及び1の地点と16の地点を結ぶ平成十九年春分の満潮位（D.L. + 3.22メートル）における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域
 - 1の地点 大島郡周防大島町大字東三蒲字猿畑の東三蒲四等三角点（北緯三三度五七分〇八・七五三秒東経一三三度一三分〇三・四四三秒）から二八五度二分三三秒の地点
 - 2の地点 1の地点から二八二度三五分五秒四四・七〇メートルの地点
 - 3の地点 2の地点から二二度三九分一〇秒二二・二九メートルの地点
 - 4の地点 3の地点から一〇四度四七分〇七秒〇・九九メートルの地点
 - 5の地点 4の地点から一二度四二分二一秒九・九八メートルの地点

- 6の地点 5の地点から二八三度三二分三九秒〇・九九メートルの地点
- 7の地点 6の地点から二二度三六分三八秒六・五九メートルの地点
- 8の地点 7の地点から二〇一度四六分四六秒〇・九六メートルの地点
- 9の地点 8の地点から二二度四四分五五秒九・九一メートルの地点
- 10の地点 9の地点から二八二度一八分四二秒一・〇〇メートルの地点
- 11の地点 10の地点から二二度二五分五九秒六・五八メートルの地点
- 12の地点 11の地点から二〇三度二四分五八秒〇・九九メートルの地点
- 13の地点 12の地点から二二度四五分二八秒九・九一メートルの地点
- 14の地点 13の地点から二八三度〇三分一九秒〇・九九メートルの地点
- 15の地点 14の地点から二二度〇〇分二八秒一三・一〇メートルの地点
- 16の地点 15の地点から二〇二度四〇分五九秒三九・六八メートルの地点

(三) 面積 三、〇三八・四二平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成二十年一月十六日 指令平一九港湾第五四六号

三 関係図書を閲覧できる市町

周防大島町

四 認可を受けた者

大島郡周防大島町大字小松二二六番地の二

周防大島町

周防大島町長 椎木 巧

五 認可の年月日

平成二十四年六月一日

山口県告示第二百五十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十四年六月十二日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
美祿市大嶺町東分字上領一六四四の一	四・二	一九・六	八二・五九



(二六一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十四年七月十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月十二日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十四年五月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人熊毛清風会

代表者の氏名 村上 秀夫

主たる事務所の所在地 周南市大字清尾三二三番地

(二六二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年七月三十日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月十二日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日
平成二十四年五月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 ゆめシティ
所在地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一
届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明
株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号 小野 浩司

三 変更に係る事項の概要
変更に係る事項
変更前
変更後

四 届出年月日
平成二十四年五月二十四日

五 変更年月日
平成二十四年五月三十日

(二六三) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年六月十二日から同年十月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
平成二十四年六月十二日
山口県知事 二井 関成

山口県知事 二井 関成

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
駐車場の自動車の出入口の数	一八箇所	一七箇所

四 届出年月日
平成二十四年五月二十四日

五 変更年月日
平成二十四年五月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめシティ
所在地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一
届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明
株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号 小野 浩司

三 変更に係る事項
駐車場の自動車の出入口の位置

四 届出年月日
平成二十四年五月二十四日

五 変更年月日
平成二十四年五月三十日

平成二十四年六月十二日印刷
平成二十四年六月十二日発行

発行人 山口県庁
山口県知事